

## 鳥取県越境EC販路開拓補助金 交付手続きの流れ

### 1. 交付申請提出【申請者】 (令和2年9月30日(水)まで)

- 交付申請書、事業計画書、収支予算書(見積書などを添付)を提出
- 同申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 申請内容の審査【県】 (交付申請から原則30日以内)

- \*事業計画等を審査し、補助金の交付又は不交付を決定

### 3. 交付決定【県】

- \*申請者に対して、交付又は不交付を通知

### 4. 事業実施【申請者】

【事業実施期間・令和3年2月28日(日)まで】

### 5. 事業完了報告【申請者】 (事業完了から30日以内)

- 実績報告書、事業報告書、収支決算書を提出

### 6. 補助金の支払【県】

- 補助金の額を確定した後、申請者に補助金を交付

資料提出・問い合わせ先 商工労働部 通商物流課  
鳥取県鳥取市東町1丁目220  
電話:0857-26-7661 FAX:0857-26-8117  
E-mail:tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp